

CAP 制の運用に関して

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年6月24日）

履修取り消し期間が終了し、授業が安定して実施されるようになった現状を踏まえて送信させていただきます。

端的に申しまして、今年度入学生から適用されている履修単位上限（CAP 制）は、本来の目的とは裏腹に、今後、学生に対して多大なる負荷を掛けうるものとなっています。それは、以下のような理由によるものです。

まず、現状の履修単位上限である「学部・全学共通科目併せて1学期30単位まで」という制度は、卒業までに必要な全単位と比較しても少ないものであると考えられることが理由に挙げられます。現に、5月12日回答分にあった「1回生後期や2回生以上でも履修可能」という内容に関して、工学部においては単位認定のなされる教科が指定されており、それらの開講時期が前期・または後期のみ限定されており、CAP 制と併せた際に人文系科目の履修が困難になる現状があります。さらに、バランス良い履修登録を心掛けよ、との文言につきましても、学部専門科目などで高度な内容が増加する2回生以降と、全学共通科目を中心に取る1回生に対して一律の単位上限を適用することが、バランスの良い学習につながるかということにも疑問が持たれます。

次に、5月12日回答分の内容に根拠として示された「授業時間と授業外学修の時間について、1週につき6時間の学修を必要とする内容をもって構成される」という内容につきましても、現状授業を受けている範囲においては、教科によって学習に要する時間は大きく異なり、CAP 制の根拠としてその制度を援用することにつきまして疑問が残ります。

そして、同回答にありました、「上限単位数以上の履修を許可する制度」に関しても、理学部以外の各学部についての実施は、その周知・認定基準などの多くの部分において不十分なものであるものと思料します。これらの根拠をもって、現状の履修単位上限に関して再考を求めるものとします。

【回答】（回答日：2020年8月4日）

（回答者：教育推進・学生支援部教務企画課）

CAP 制については、学生への教育カリキュラムの提供に対する責務を負う本学・各学部が、慎重に審議の上、然るべき過程を経て決定しましたので、この投稿をもって、取り消し・修正等を行うことはありません。

ただし、CAP 制は今年度入学者から開始された制度でありますので、今後のみなさんの履修状況や授業外学修時間を注視しつつ、必要が生じれば上限単位数等を再検討することになります。

「上限単位数以上の履修を許可する制度」については、工学部では履修要覧で周知しています。